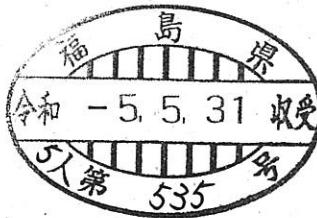


5行推第2号
令和5年5月31日

福島県行財政改革推進本部長

福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「福島県行財政改革プラン」に基づく取組状況及び今後の取組の方向性については、当委員会での助言等を踏まえ、福島県総合計画が目指す「ふくしまの将来の姿」の実現に向けた取組を支えるとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図るため、指標を含めた成果目標の達成に向けて、3本の柱により行財政改革に向けた取組を積極的に進めており、適当であると評価できます。

なお、復興・創生の着実な推進と新たな行政需要等への対応に向けて、より県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 風評の払拭、風化の防止及び福島県のイメージ向上に向けて、これまで蓄積した知見や経験等を活用しながら、本県の魅力や安全・安心に関する正確な情報等を国内外に効果的かつ積極的に発信することが求められる。
- 2 市町村やNPO法人、企業等の多様な主体との連携・協働の推進に向けては、取組の成果を丁寧に検証しながら、持続的で発展的な関係づくりを構築していくことが求められる。
- 3 デジタル技術の活用により、ペーパーレス化の推進など公務能率の向上を図るとともに、職員が能力を十分に發揮できる職場づくりを進めながら、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが求められる。
- 4 計画の目標達成に向けては、指標による取組の進捗状況の見える化を進めつつ、指標の達成のみで評価されることがないよう、新たな行政需要等も踏まえた柔軟かつ適切な進行管理を行うことが求められる。